

地域計画

策定年月日	令和6年3月25日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	豊岡市 (28209)
地域名 (地域内農業集落名)	出石町細見区 (細見)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	9.63 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	9.63 ha
② 田の面積	9.26 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.37 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.65 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.65 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	0.61 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0.56 ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

出石町細見区は、北部と南部で分けてほ場整備を行っており、北部については昭和49年から昭和50年にかけて細見地区により山村地域農林漁業特別対策事業(受益面積A=6ha)、標準区画10a~15aの整備を行っている。南部については、平成3年から平成4年にかけて細見・丸山地区により第3期山村地域農林漁業特別対策事業(受益面積A=4.1ha)、標準区画10a~15aの整備を行っている。

灌漑は、自然取水方式であり、用排水路の管理、農道補修や水路の泥上げ、畦畔や道路水路の草刈り等の維持管理については農業者・地権者関係なく集落内の日役によって行っている。

当該地域の営農形態は、水稻栽培の面積が全体で約9.2haであり、地域の農地の約96%を占めている。残りの約0.4haについては、畑作として自家栽培を中心に営農している。

中心的担い手の認定農業者は3名で、耕作面積は約2.9haの集積率が約30%である。また1.0ha以上の水稻栽培農家は4名で、耕作面積は約5.4haの耕作率が約56%である。その他は、小規模の経営体13名で維持されている。

75歳以上の高齢耕作者は4名で、70歳以上75歳未満の耕作者が6名であり、地区内の耕作者の約半数を占めており、規模としては概ね現状維持を考えているが、リタイアしたいと考えている人も複数人いる状況になっている。

当該地域は、多面的機能支払交付金事業を積極的に取り組んでおり、現在荒廃農地の発生は見られず、農道の維持管理や用排水路の維持及び更新についても活用している。

当該地域の課題として、後継ぎがおらず後継者が不在であることや、ほ場の区画が狭く高低差が大きいことから、草刈り等の維持管理作業の負担が増大していることが上げられる。

また、営農組合等の設立や農作業の外部委託についても今後の検討課題として地域の方向性を定めていく必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

当該地域の農地利用について、現状の水稻中心の営農形態を維持しつつ、減農薬や有機農業も導入していく。また、現在耕作しているうちの1名が新たに認定農業者の認定を受けることを踏まえ、担い手に対し集積・集約も視野に入れていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地所有者・担い手・関係機関と連携・調整しながら、農用地の集積・集約化を進めていく。 併せて、集落で地域内の農道・用排水路等の農業用施設の基礎的な保全活動や獣害対策を継続的に実施するなど、担い手が引き受けやすい環境づくりに引き続き努めていく。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	12.0	%	将来の目標とする集積率
			36.2 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
今後の検討課題として地域の中で協議を進めていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
現在当該地域を耕作している担い手への集積・集約については、その他の耕作者がリタイアする事案が発生した時に改めて検討していく。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
今後もより効果的かつ円滑的に経営農地の集積・集約を図るため、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けていくことに協力していく。	
(3) 基盤整備事業への取組	
既に取り組むべき農地は、基盤整備事業を完了しているため、取り組む予定はない。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
現在細見地区にて耕作している経営体の一人が令和6年度作付けから認定農業者として営農することになる。それ以外の経営体の確保・育成に関しては、現在検討中であるが、地域として取り組むべき課題である。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
現在のところ未定ではあるが、地域内において担い手に一部作業委託をしている耕作者もあり、今後も引き続き行っていく方針である。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

<p>①鳥獣被害防止対策の取組方針 野生動物共生林整備事業の導入(令和6年2月完了)をしている。 また、金網柵設置の予定もあり、獣害対策を早急に進めていく。</p> <p>②有機・減農薬・減肥料の取組方針 現在、JAたじまの指導により耕作者の意識も高まっており前向きに取り組んでいるため、 今後も導入・拡大に向け邁進していく。</p> <p>⑦保全・管理等の取組方針 多面的機能支払交付金事業の継続による適正な農用地の維持管理を図る。 また、今後は農作業の外部委託も視野に入れ検討していく。</p> <p>⑧農業用施設の取組方針 多面的機能支払交付金等の補助金を活用しながら、農道や用排水路の更新・補修を行い、 より良い営農環境を整える。</p>

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	1	水稲、野菜	1.74 ha	ha	水稲、野菜	1.79 ha	ha		
認農	2	水稲、野菜	0.92 ha	ha	水稲、野菜	1.42 ha	ha		
認農	3	水稲	0.14 ha	ha	水稲	0.14 ha	ha		
認農	4	水稲	0.10 ha	ha	水稲	0.14 ha	ha		
利用者	5	水稲	1.61 ha	ha	水稲	1.61 ha	ha		
利用者	6	水稲、野菜	1.12 ha	ha	水稲、野菜	1.14 ha	ha		
利用者	7	水稲	1.01 ha	ha	水稲	1.01 ha	ha		
利用者	8	水稲	0.86 ha	ha	水稲	0.86 ha	ha		
利用者	9	水稲	0.51 ha	ha	水稲	0.51 ha	ha		
利用者	10	水稲	0.40 ha	ha	水稲	0.40 ha	ha		
利用者	11	水稲	0.20 ha	ha	水稲	0.20 ha	ha		
利用者	12	水稲	0.16 ha	ha	水稲	0.16 ha	ha		
利用者	13	水稲	0.11 ha	ha	水稲	0.11 ha	ha		
利用者	14	水稲	0.10 ha	ha	水稲	0.10 ha	ha		
利用者	15		0.00 ha	ha	野菜	0.05 ha	ha		
利用者	16	水稲	0.41 ha	ha		0.00 ha	ha		
利用者	17	野菜	0.09 ha	ha		0.00 ha	ha		
利用者	18	水稲	0.05 ha	ha		0.00 ha	ha		
利用者	19	水稲	0.05 ha	ha		0.00 ha	ha		
利用者	20	水稲	0.04 ha	ha		0.00 ha	ha		
利用者	21	水稲	0.01 ha	ha		0.00 ha	ha		
計	21経営体		9.63 ha	0.0 ha		9.63 ha	0.0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	人
-------------	--	---------------	---

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

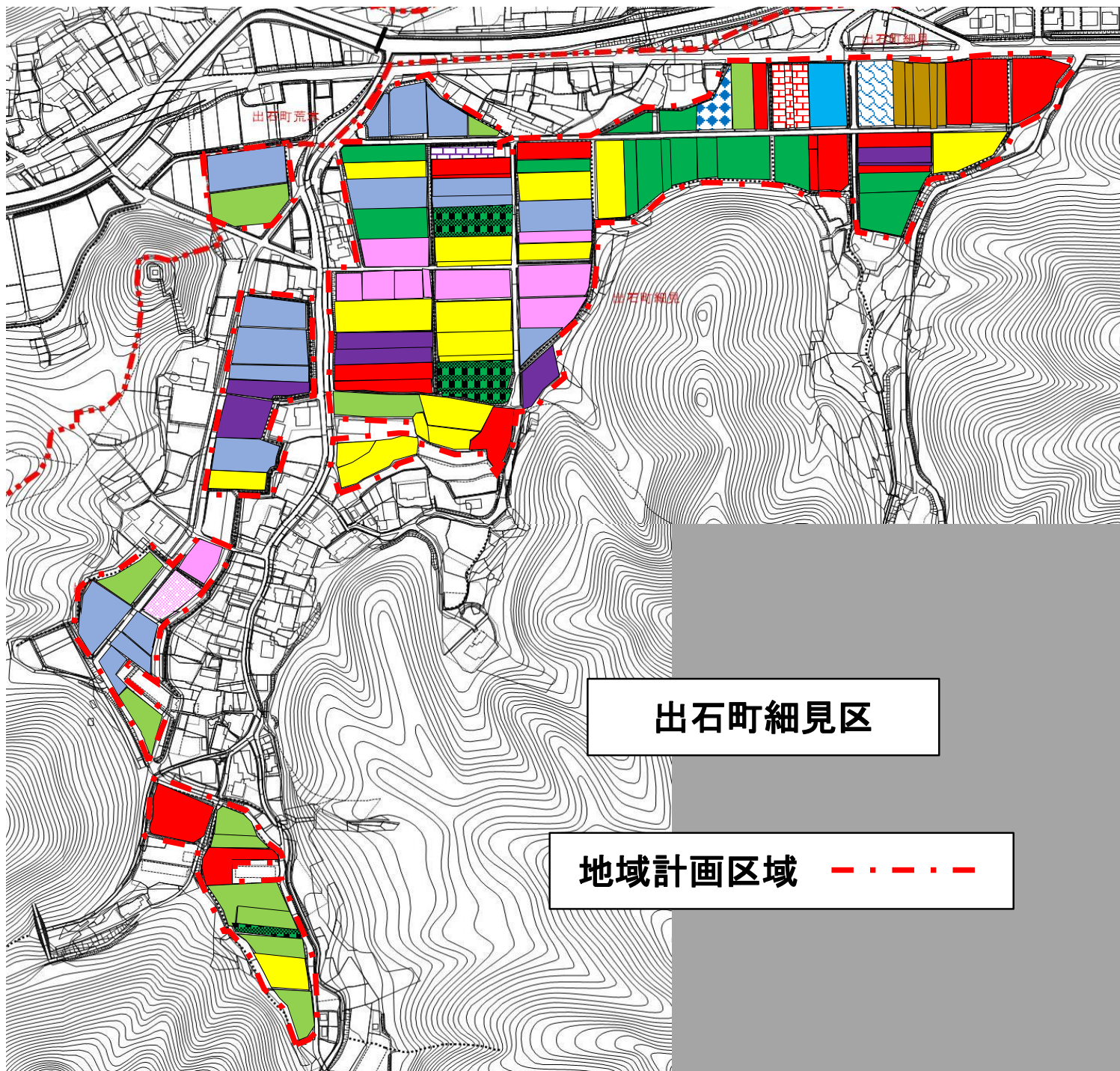
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。



出石町細見区

地域計画区域 - - - - -